

『補助金等の交付により造成した基金等に関する基準』等に基づく公表資料

1. 基金の概要(平成18年度)

基金の名称 (見直し対象となっている融資等業務(1)の事業名)	まち再生基金(まち再生出資事業)
法人名	財団法人民間都市開発推進機構
基金額(国庫補助金等相当額)	11,222,000,000円(11,222,000,000円)(平成18年4月1日現在)
基金事業の概要 (見直し対象となる融資等業務(1)を行っている場合は、その概要)	都市再生に資する民間都市開発事業(大臣認定)に要する費用(公共施設等整備費相当額の範囲内)に係る出資等

2. 見直し結果(平成18年度)

項目	講ずる措置
実施した見直しの概要(平成18年12月24日行政改革推進本部決定における措置内容等(2))	都市再生特別措置法の規定に基づき、平成23年度までに政策目的の達成度等について検討を加え、必要な措置を実施
基金事業を終了する時期	都市再生特別措置法の規定に基づき、平成23年度までに政策目的の達成度等について検討を加え、必要な措置を実施
次回の見直し時期	次回見直しは平成21年度までに実施する。
基金事業の目標	大臣認定件数 目標値：20件(平成17年度-平成23年度)
目標達成度の評価	-
基金の保有割合	算出した保有割合は、1.0であった。算出に用いた方式及び数値については、以下の通りである。
基金の保有割合の算出	(算出に用いた方式) 保有割合 = 直近年度末の基金額 ÷ (出資残高 + 出資見込額) (算出に用いた数値) 直近年度末の基金額：平成17年度末の基金額：11,222百万円 出資残高：平成17年度末の出資残高：778百万円 出資見込額：平成18年度以降出資見込額：11,008百万円
使用見込みの低い基金等の取扱いの検討結果(3)	使用見込みの低い基金等の該当の有無 無 (使用見込みの低い基金等に該当する場合の検討の結果) -
その他	-

(1)「見直し対象となる融資等業務」とは、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)第14条第3号に該当する融資等業務のことをいう。

(2)「補助金等の交付により造成した基金、公益法人の行う融資等業務及び特別の法律により設立される法人の見直し等について」(平成18年12月24日行政改革推進本部決定)

(3)「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準(平成18年8月15日閣議決定)」の3(4)エに基づき検討した結果は、「使用見込みの低い基金等の取扱いの検討結果」欄に記載する。